

垂水市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)
第2期計画

平成29年4月

垂水市

目 次

第1章 実行計画策定の背景	I
1 地球温暖化対策とは.....	1
2 これまでの取組の経緯	1
3 温室効果ガス排出量の推移	2
第2章 基本的事項	5
1 計画の目的	5
2 計画の期間	5
3 対象範囲	5
4 対象となる温室効果ガス	5
5 計画で用いるガイドライン.....	6
第3章 温室効果ガス排出量の目標	7
1 方針	7
2 全体目標	8
3 分野別目標	9
第4章 取組内容	10
1 職員共通の取組.....	10
2 庁舎・施設管理での取組.....	11
3 事務局の取組.....	13
第5章 計画の進行管理	14
1 推進体制	14
2 進行管理の仕組み	15

参考資料

- 1 垂水市地球温暖化対策実行計画の推進に関する規程
- 2 対象範囲一覧

第1章 実行計画策定の背景

1 地球温暖化問題とは

私たちの社会は、それぞれの地域の気候を背景にかたちづくられています。その気候が、地球規模で私たちが経験したことのないものになりつつあります。現在の地球は過去1400年で最も暖かくなっています。この地球規模で気温や海水温が上昇し氷河や氷床が縮小する現象、すなわち地球温暖化は、平均的な気温の上昇のみならず、異常高温（熱波）や大雨・干ばつの増加などのさまざまな気候の変化をともなっています。その影響は、早い春の訪れなどによる生物活動の変化や、水資源や農作物への影響など、自然生態系や人間社会にすでに現れています。将来、地球の気温はさらに上昇すると予想され、水、生態系、沿岸域、食糧、健康などにより深刻な影響が生じると考えられています。

これら近年の、それから今後数十年から数百年で起こると予想される気候の変化がもたらす様々な自然・社会・経済的影響に対して、世界各国との協力体制を構築し、解決策を見出していかなければなりません。これが地球温暖化問題です。

出典 気象庁

2 これまでの取組の経緯

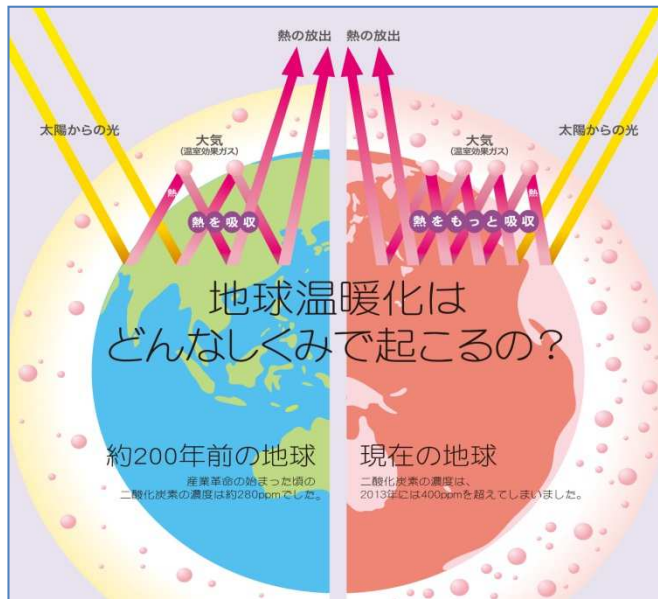
平成19年7月に、本市が取り組むべき地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、温室効果ガス排出量の削減、抑制並びに省エネ及び省資源等の取組を推進してきました。

また、本市では、平成25年12月に垂水市環境基本条例を制定し、地域の環境保全の推進を図ってきました。

これまでの活動実績は、次のとおりです。

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定の経緯

時期	取組内容
平成18年2月	垂水市地域省エネルギービジョン策定
平成19年7月	垂水市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
平成19年10月	垂水市地球温暖化対策実行計画の推進に関する要綱施行
平成25年12月	垂水市環境基本条例制定
平成28年3月	垂水市環境基本計画策定
平成29年3月	垂水市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第2期計画策定



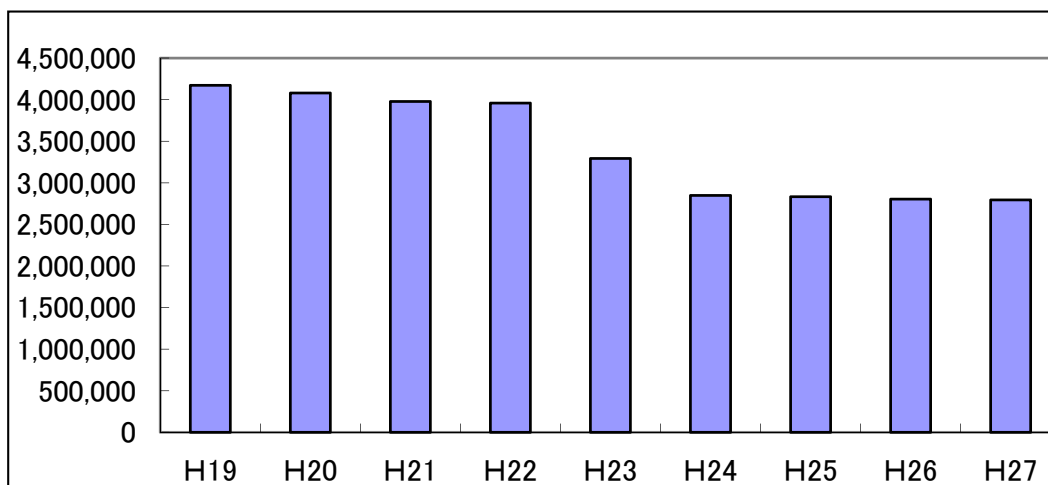
出典 全国地球温暖化防止活動推進センター

3 温室効果ガス排出量の推移

前計画までの垂水市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)での取組成果は、次のとおりです。

これまでの温室効果ガス総排出量等の推移

総計 (kg-CO2)				
H19	H20	H21	H22	H23
4,171,547	4,079,938	3,976,777	3,958,334	3,293,484
H24	H25	H26	H27	
2,848,476	2,832,738	2,803,187	2,794,010	



エネルギー別温室効果ガス排出量の推移

(kg-CO2)

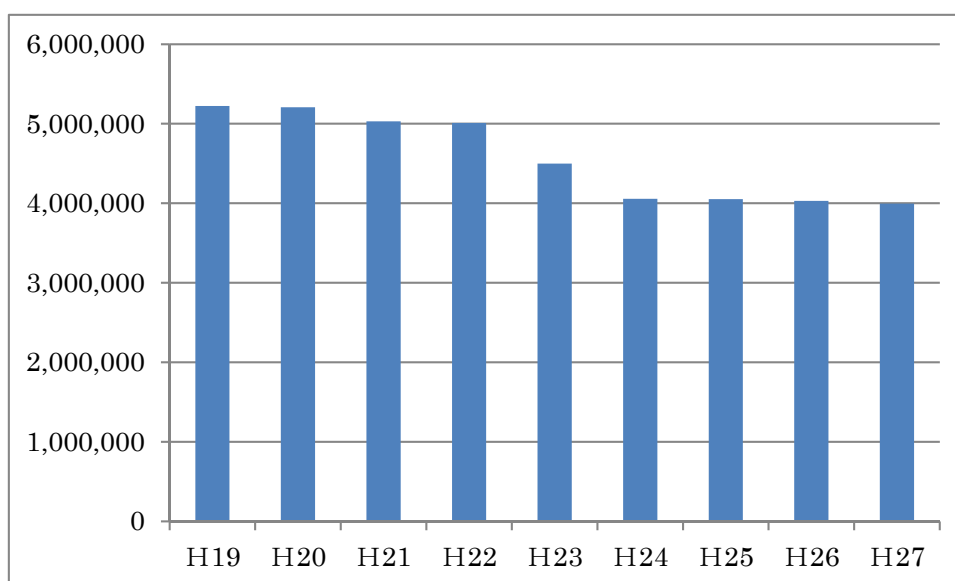
	電気	ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPガス
H19	2,899,414	86,725	95,409	149,415	867,407	73,177
H20	2,789,807	87,120	95,006	142,352	802,890	62,704
H21	2,791,855	86,314	90,464	145,410	794,328	68,406
H22	2,780,240	91,642	93,908	144,821	791,402	56,321
H23	2,498,175	94,045	99,772	138,736	403,654	59,103
H24	2,251,214	94,687	92,493	132,953	219,642	55,489
H25	2,249,000	101,915	82,531	131,312	203,625	64,355
H26	2,239,019	103,220	91,821	124,797	192,820	51,510
H27	2,217,361	104,520	92,008	128,663	199,050	52,368

これまでの主要エネルギー使用量等の推移

電気

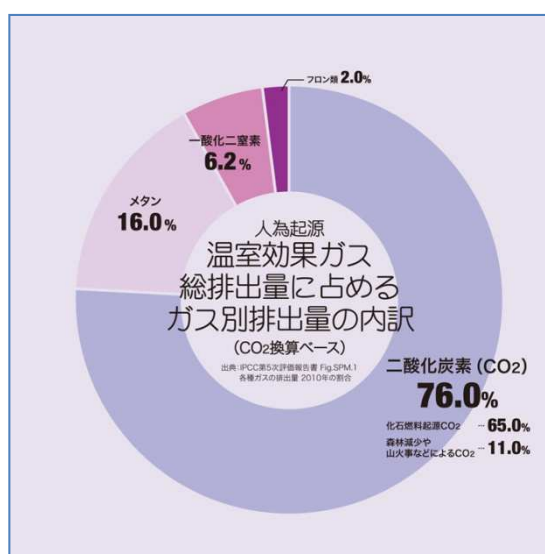
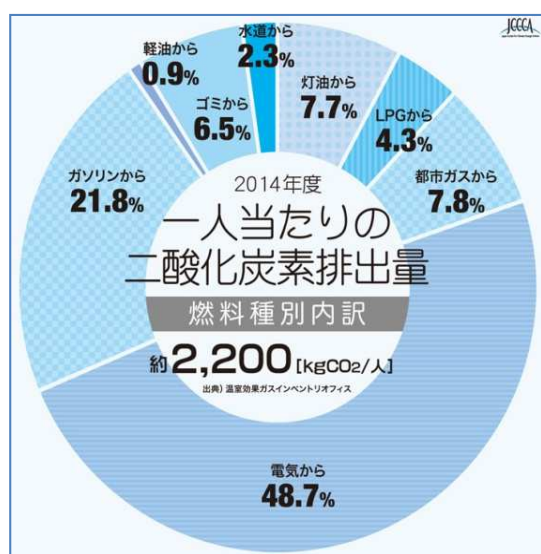
(kwh)

H19	H20	H21	H22	H23
5,224,170	5,206,801	5,030,364	5,009,441	4,499,766
H24	H25	H26	H27	
4,056,239	4,052,311	4,030,392	3,995,238	



エネルギー別使用量の推移

	電気 (kwh)	ガソリン (1)	灯油 (1)	軽油 (1)	A 重油 (1)	LP ガス (m ³)
H19	5,224,170	37,355	38,325	57,045	320,120	11,726
H20	5,206,801	37,525	38,187	54,348	296,310	10,047
H21	5,030,364	37,177	36,338	55,516	293,150	10,962
H22	5,009,441	39,473	37,722	55,291	292,070	9,025
H23	4,499,766	40,508	40,077	52,968	148,970	9,471
H24	4,056,239	40,784	37,153	50,760	81,060	9,213
H25	4,052,311	43,898	33,152	50,134	75,149	10,283
H26	4,030,392	44,765	36,744	48,526	71,161	8,314
H27	3,995,238	45,003	36,958	49,122	73,475	8,528



出典 全国地球温暖化防止活動推進センター

第2章 基本的事項

1 計画の目的

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、本市の事務及び事業（以下「事務事業」という。）に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のために、今回、平成19年7月に策定した「垂水市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を見直し、「垂水市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第2期計画」を策定し、市役所も本市の事業者であるという観点から、事業者としての社会的責任を果たすために、排出量削減の目標値を定め、本市の事務事業における温室効果ガスの排出量削減を目指します。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条(抜粋)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2 計画の期間

平成29年度から33年度までの5年間を計画の期間とします。この計画の基準年度は、平成27年度とします。

3 対象範囲

この計画の対象範囲は、市役所の全事業拠点の事務事業とします（参考資料参照）。

4 対象温室効果ガス

この計画では、法第2条第3項が対象としている次の7種類の温室効果ガスを対象とします。ただし、この計画では、本市の事務事業の現状から、二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出はないか、又は排出量がかかなり少ないと思われるため、二酸化炭素のみを対象とします。

計画の対象とする温室効果ガス（法第2条第3項）

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用又は暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への影響が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン (CH ₄)	自動車の走行、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却又は廃棄物の埋立て等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量当たり約21倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行又は燃料の燃焼若しくは一般廃棄物の焼却等により排出される 二酸化炭素と比べると重量当たり約310倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオ ロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用又は廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量当たり約140～11,700倍の温室効果がある。	
パーフルオロカ ーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造、使用又は廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。 二酸化炭素と比べると重量当たり約6,500～9,200倍の温室効果がある。	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス又は半導体の製造等に使用され、製品の製造、使用又は廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量当たり約23,900倍の温室効果がある。	

※ この計画で対象とする温室効果ガスのうち、HFC 及び PFC は物質群であり、法の対象となる具体的な物質名は地球温暖化対策推進に関する法律施行令第1条（HFC 13物質）及び第2条（PFC 7物質）に規定されている。

5 計画で用いるガイドライン

この計画は、環境省の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂のための手引き」及び「実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」並びに環境省・経済産業省の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に従って策定します。

また、この計画で用いる温室効果ガスの排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づく排出係数を活用し、この計画で用いる温室効果ガス排出量の単位は、二酸化炭素換算で積算します。

第3章 温室効果ガス排出量の目標

1 方針

本市では、温室効果ガス排出量を削減又は抑制していくために、次の方針により、取り組んでいきます。

基本理念

本市は、自然に恵まれ、住む人や訪れる人々の心をなごませ、安らぎと潤いのある空間がまちへの愛着心の源となるかけがえのない財産となっています。

この豊かな自然を守り育てていくために、本市では、垂水市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第2期計画を策定し、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源を推進するとともに、すべての環境法令等を遵守します。

基本方針

1 職員一人ひとりの取組の励行

職員一人ひとりが職場での事務事業の執行の際に、庁舎又は施設等の設備機器の運転等を適切に行い、温室効果ガス排出量の削減又は抑制を推進します。

2 継続的な改善

職員の取組状況を確認しつつ、エネルギー使用量等により、温室効果ガス排出量を算定し、その削減又は抑制を進めるために継続的に改善していきます。

3 取組の公表

市民や事業者等への率先垂範となるべく、温室効果ガス排出量の実態や取組成果等を広く公表し、見える化を進めます。

平成29年4月1日 垂水市長 尾脇雅弥

2 全体目標

本市は、これまでの市役所等から出る温室効果ガス総排出量を削減又は抑制し、平成 19 年度に比べて 1,378t-CO₂ (33%) 削減してきました。

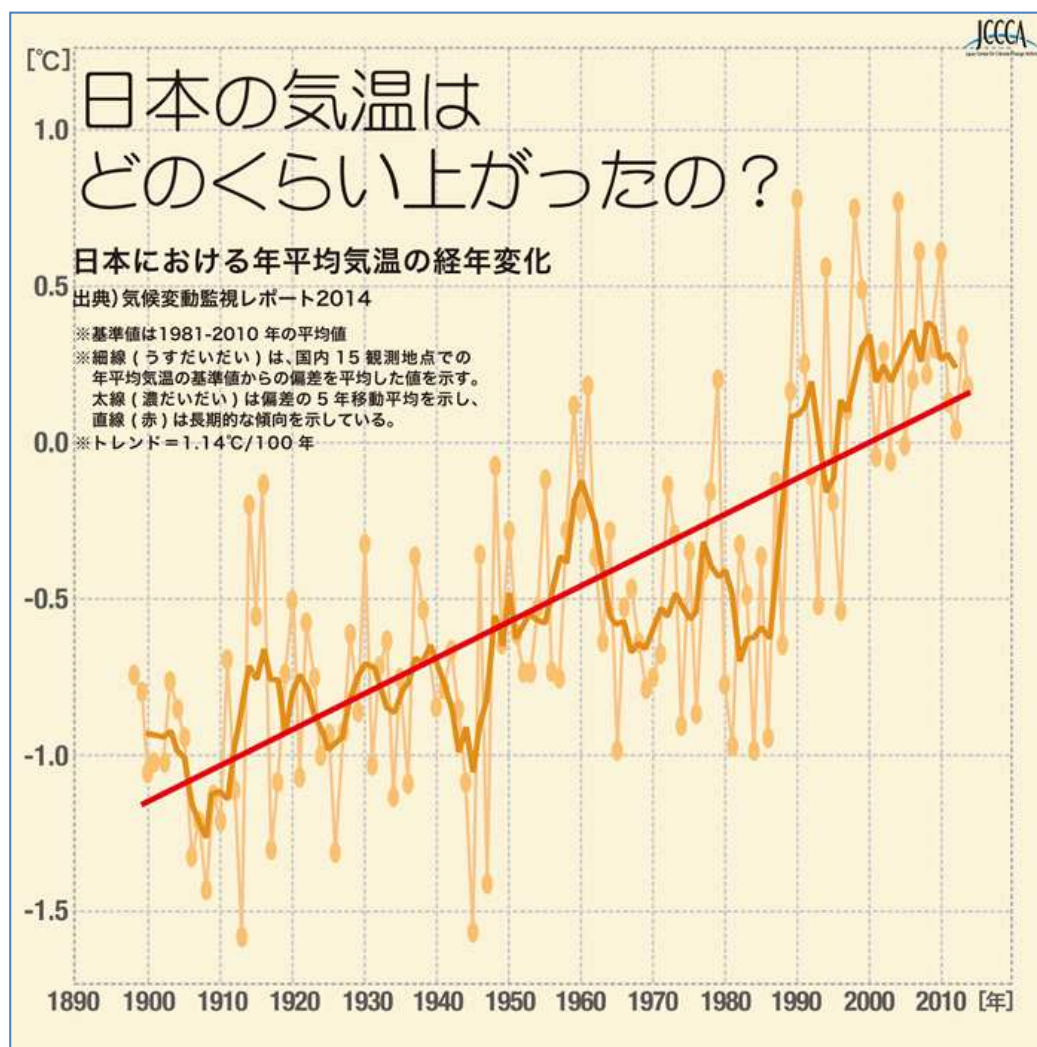
本市では、これまでの取組で留まることなく、この計画では、平成 29 年度から平成 33 年度までの間の温室効果ガス総排出量を、平成 27 年度に比べ、5%削減します。

目標

垂水市職員は、全員が各自の役割に努め、又は協力して、平成 33 年度末までに温室効果ガス総排出量を 5%削減します。

目標年度排出量 2,654,310 kg-CO₂ (平成 33 年度)

※ 平成 27 年度排出量 2,794,010 kg-CO₂ を基準



3 分野別目標

本市は、市役所全体の温室効果ガス総排出量を5%削減することとしましたが、この目標を達成するために、次の分野別の目標を設定し、分野毎の取組を励行します。

(1) 灯油の削減目標

基準年度の灯油の使用量 36,958 L を平成 33 年度までに 5%削減する。

(2) A重油の削減目標

基準年度のA重油の使用量 73,475 L を平成 33 年度までに 5%削減する。

(3) LPガスの削減目標

基準年度のLPガスの使用量 8,528 m³ を平成 33 年度までに 7%削減する。

(4) 電気の削減目標

基準年度の電気の使用量 3,995,238kwh を平成 33 年度までに 5%削減する。

(5) 自動車の使用に関する削減目標

基準年度の自動車の使用により排出される温室効果ガス（ガソリン・軽油の使用により排出されるガスの合計） 233,183kg-CO₂ を平成 33 年度までに 5%削減する。

第4章 取組内容

1 職員共通の取組

第2期計画では、職員一人ひとりの環境配慮意識の向上が必要であり、次の取組を励行することが重要です。

【日常業務に関する取組】

項目	取組内容
空調	・ 空調設定温度・湿度の適正化
	・ 使用されていない部屋の空調停止
	・ 換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化
	・ 夜間等の外気取入れ
給排水・給湯	・ 冬季以外の給湯供給期間の短縮
照明	・ 照明を利用していない場所におけるこまめな消灯
	・ 照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯
事務機器	・ 使用しない時間帯における電源の遮断
公用車	・ エコドライブの推進

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【省資源の推進】

項目	取組内容
用紙類	・ 両面コピー、裏面利用の徹底
	・ 資料の共有化や簡略化
	・ 庁内情報システムの有効利用
廃棄物 リサイクル	・ 職場のごみ箱の撤去。不用意なゴミの削減又は抑制
	・ 排出ゴミの分別促進、資源化促進
	・ 割り箸・紙コップの使用自粛（マイカップ等利用促進）
	・ 封筒、ファイルなどの再利用促進
	・ プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクル推進
物品購入	・ グリーン購入の推進
	・ 新車購入時はハイブリッド車等のエコカー購入

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

2 庁舎・施設管理等での取組

庁舎又は施設の設備機器の買替えの際に、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に買い替えることが最も大きな効果を発揮しますが、それだけでなく、当該設備機器の運用改善、運転制御や補修・回収工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。

庁舎又は施設管理職員等は次の取組を推進します。

【庁舎等の保守・管理に関する取組】

項目	取組内容
熱源	・ 密閉式冷却塔熱交換器のスケール除去
	・ 冷却塔充てん剤の清掃
	・ 冷却水の適正な水質管理
空調	・ 温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃
照明	・ 照明器具の定期的な保守及び点検

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【庁舎等の設備・機器の運用改善に関する取組】

項目	取組内容
熱源	・ 冷温水出口温度の適正化
	・ 熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化
	・ 冷温水ポンプの冷温水流量の適正化
	・ 蓄熱システムの運転スケジュールの適正化
	・ 熱源機の運転圧力の適正化
	・ 熱源機の停止時間の電源遮断
	・ 熱源機のブロー量の適正化
	・ 燃焼設備の空気比の適正化
空調	・ ウォーミングアップ時の外気取入停止
	・ 空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化
	・ 冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止
	・ 除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止
給排水・給湯	・ 給排水ポンプの流量・圧力の適正化
	・ 給湯温度・循環水量の適正化
受変電	・ コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善）
	・ 変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止
その他	・ 庁舎の新築又は増改築、設備機器の補修改修時には、再生可能エネルギーの導入についても検討する。

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【庁舎等の設備・機器の導入、更新に関する取組】

項目	取組内容
熱源	・ エネルギー消費効率の高い熱源機への更新
	・ 経年劣化等により効率が低下したポンプの更新
	・ ヒートポンプシステムの導入
	・ ポンプ台数制御システムの導入
	・ ポンプの可変流量制御システムの導入
	・ 熱源機の台数制御システムの導入
	・ 大温度差送風・送水システムの導入
	・ 配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化
空調	・ 空調対象範囲の細分化
	・ 可変風量制御方式の導入
	・ ファンへの省エネベルトの導入
	・ エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新
	・ 全熱交換器の導入
受変電	・ スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
	・ エネルギー損失の少ない変圧器への更新
照明	・ デマンド制御の導入（ピーク電力の削減）
	・ 高周波点灯形（Hf）蛍光灯への更新
	・ 照明対象範囲の細分化
	・ 初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新
	・ 人感センサーの導入
	・ 高効率ランプへの更新
建物	・ LED照明への更新
	・ 高断熱ガラス・二重サッシの導入

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【再生可能エネルギーに関する取組】

項目	取組内容
再生可能エネルギーの導入	・ 太陽光・太陽熱の導入
	・ 風力の導入
	・ 小水力の導入
	・ 地熱・地中熱等の導入
	・ バイオマスの導入

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

3 事務局の取組

垂水市地球温暖化対策推進本部事務局（以下「事務局」という。）は、職員共通の取組を実施しつつ、次の取組も実施します。

(1) この計画の推進

本市全体全庁的に温室効果ガス削減の取組を形骸化させることなく、継続的に実施していくには、継続的な意識啓発と基礎的な情報提供が欠かせません。事務局は、温室効果ガス削減だけでなく、省エネ、節電又はごみ減量化等の職員が理解し易い表現を含め、職員向け説明会、研修会、関連するポスター等の掲示又は職員向けNews（通信）等の発信など、様々な手段で職員等への意識啓発活動も推進します。

また、事務局は、各課等の他の取組結果等を取りまとめ、垂水市地球温暖化対策推進本部（以下、「推進本部」という。）に報告します。委員会では、地球温暖化対策の取組状況等について、報告に基づき検討し、更なる取組を推進していきます。

(2) 地球温暖化対策等の推進に関する支援措置の検討

事務局は、温室効果ガス総排出量を一層削減していくため、次の表の地球温暖化対策について、具体的に検討し、推進本部に報告します。

事務局が検討すべき地球温暖化対策

項目	概要
優良施設等の表彰	温室効果ガス削減効果の高い施設等を表彰し、その取組を水平展開する。
管理標準・施設運営マニュアル等の導入	設備機器の管理標準又は施設運営マニュアル等を導入し、温室効果ガス削減を促進する。
CO ₂ 削減ポテンシャル診断・監査の導入	CO ₂ 削減ポテンシャル診断又は省エネ診断等を行い、診断結果を基礎に温室効果ガス削減を促進する。
多様な設備更新資金調達手法の導入	LED設備又は空調等の設備更新を前倒しで実施できるように、リース又はESCO等の資金調達手法を活用し、温室効果ガス削減を促進する。

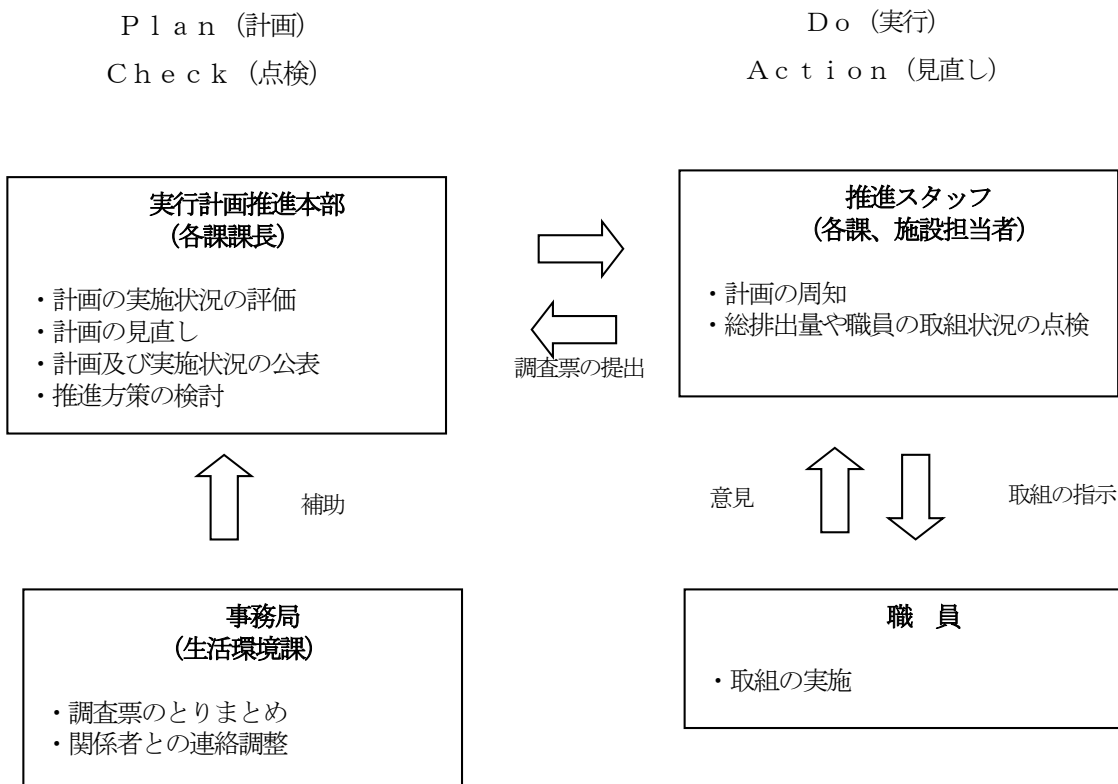
第5章 計画の進行管理

1 推進体制

この計画は、次の体制で実施します。詳しくは、「垂水市地球温暖化対策実行計画の推進に関する規程」で定めます。

推進体制図

本市では、下の図に示す組織を活用し、全職員を挙げてこの計画に掲げた目標の達成を目指します。



(1) 実行計画推進本部

この計画の推進の中心組織として、省エネルギービジョン策定庁内委員会を実行計画推進本部（以下、推進本部という。）へと移行します。

(2) 推進スタッフ

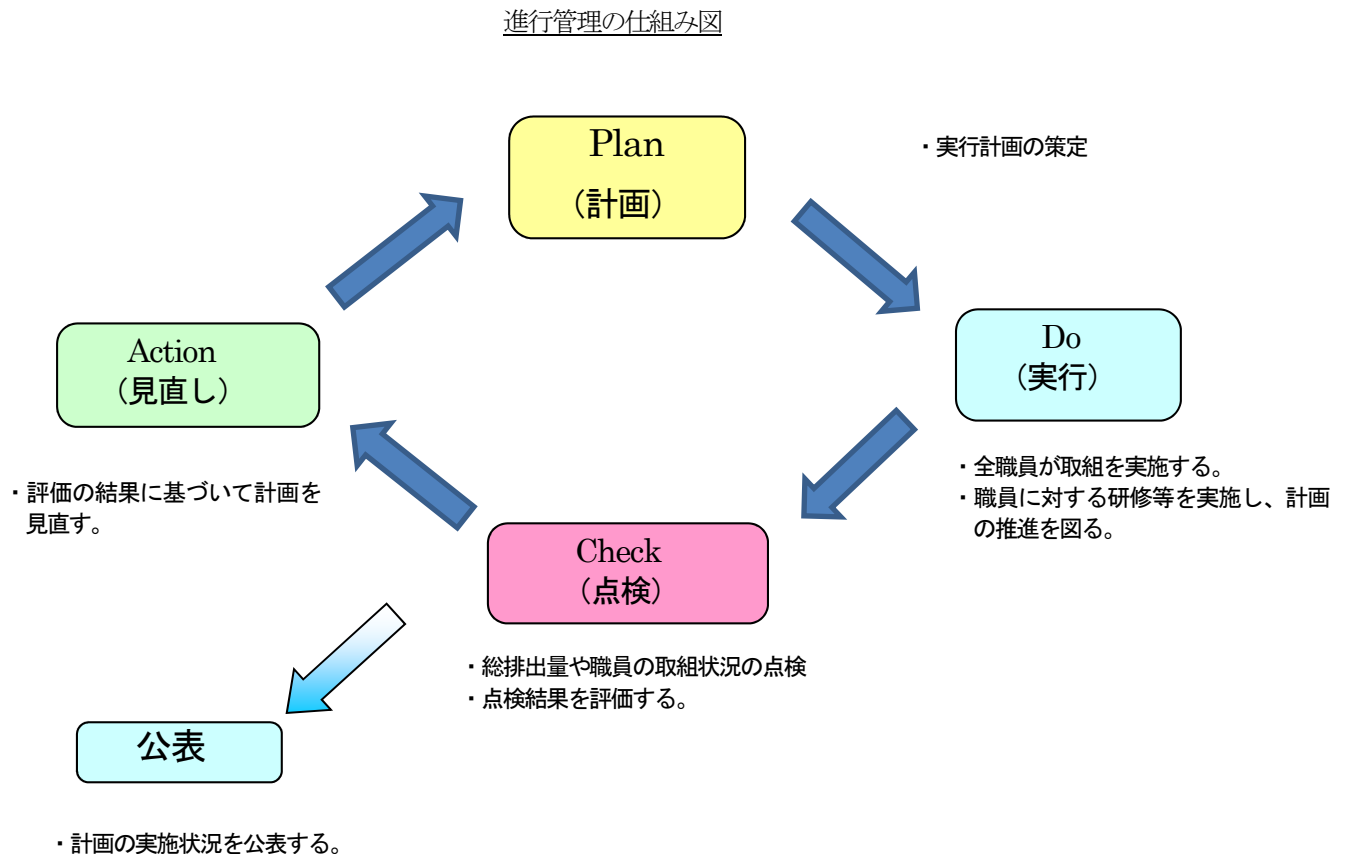
各課、各施設によるこの計画の推進を図るため、推進スタッフを設置します。推進スタッフは、省エネルギービジョンワーキンググループから移行します。

(3) 事務局

この計画の推進を図るため総合調整役として、事務局を生活環境課に設置します。

2 進行管理の仕組み

この計画では、年度毎の取組を進行管理できる環境マネジメントシステムを構築し、中期計画であるこの計画に定めた温室効果ガス排出量の削減目標の実現に努めます。



3 公表

この計画の内容又は実施状況等については、法第21条第8項及び第10項の規定により、公表することが義務づけられています。市のホームページ又は広報誌により、公表を行う

ことで職員の自覚と責任感を促すとともに、市民の市役所に対する信頼を高め、市民や事業者による温暖化対策のための取組が促進されることが、期待されます。

(策定時) 実行計画の内容

(実行時) 取組の実施状況、目標達成状況、温室効果ガスの総排出量及び実施計画の見直しに関する事項

參考資料

参考資料 1

垂水市地球温暖化対策実行計画の推進に関する規程

(設置)

第1条 地球温暖化対策に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、垂水市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し、効果的かつ継続的に実行計画を推進するため、垂水市地球温暖化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実行計画の策定に関すること。
- (2) 実行計画の見直しに関すること。
- (3) 実行計画の実施状況の評価に関すること。
- (4) 実行計画の実施状況の公表に関すること。
- (5) その他実行計画の推進方策の検討に関すること。

(組織及び職務)

第3条 推進本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部を総理する。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部長は、推進本部の会議を招集し、及び議事を進行する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(推進スタッフの設置)

第5条 別表第2に掲げる各課・局（以下「各課等」という。）に推進スタッフを置く。

- 2 推進スタッフは、各課等の長が所属課の職員の中から指定する。

(推進スタッフの職務)

第6条 推進スタッフは、各課等の長の命を受け、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 各課等において、職員への実行計画の周知を図り、実行計画を推進すること。
- (2) 推進本部において、指示のあった検討結果などの職員へ

の周知を図ること。

(3) 各課等における温室効果ガスに関する排出量又は職員の取組状況を点検すること。

(4) 各課等において、実行計画の推進に資する具体的な改善案を提示すること。

(5) その他実行計画に関し必要な事項を行うこと。

(職員の責務)

第7条 職員は実行計画の定めるところにより、地球温暖化対策に資する行動を実施することにより、市自らの事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組まなければならない。

(地球温暖化への配慮)

第8条 各課等の長は、自らの所属の事務及び事業の特質に応じ、所属する職員が日常の業務において、実行計画による温室効果ガスの排出削減に取り組むよう、職員への周知徹底を図るものとする。

(進行状況の報告)

第9条 推進スタッフは、推進本部から温室効果ガスの排出状況など進行状況の報告の指示があったときは、その都度報告するものとする。

(公表)

第10条 推進本部は、法第21条第8項及び第10項の規定により、実行計画の内容並びに取組の実施状況、目標達成状況、温室効果ガスの総排出量及び実施計画の見直しに関する事項を公表するものとする。

(庶務)

第11条 実行計画の推進及び推進本部に関する庶務は、生活環境課において処理する。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、実行計画の推進及び推進本部に関し必要な事項は、本部長が推進本部の会議に諮り、別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

1	財政課長
2	総務課長
3	消防長
4	水道課長
5	教育総務課長
6	社会教育課長
7	学校教育課長
8	企画政策課長
9	農林課長
10	市民課長
11	税務課長
12	福祉課長
13	保健課長
14	水産商工観光課長
15	土木課長
16	会計課長
17	議会事務局長
18	選挙管理委員会事務局長
19	農業委員会事務局長
20	監査事務局長
21	生活環境課長

別表第2（第5条関係）

1	財政課
2	総務課
3	消防本部（署を含む）
4	水道課
5	教育総務課
6	社会教育課
7	学校教育課
8	企画政策課
9	農林課
10	市民課
11	税務課
12	福祉課
13	保健課
14	水産商工観光課
15	土木課
16	会計課
17	議会事務局
18	選挙管理委員会事務局
19	農業委員会事務局
20	監査事務局
21	生活環境課

参考資料 2 対象範囲

主管課	施設名
総務課	垂水市役所（本館・別館）
財政課	垂水市役所（公用車・公用車庫・旧中学校）
生活環境課	環境センター・清掃センター・火葬場・公衆トイレ・市営墓地・桜島公衆トイレ・墓地公園外灯・漁集排水処理施設・潮彩町下水処理場
福祉課	垂水地区老人憩いの家・南地区老人憩いの家・子育て支援センター
水道課	上水道施設・簡易水道施設・公用車
土木課	公園・市道等街路灯・浮津港・定住促進住宅・公用車
農林課	堆肥センター・公設地方卸売市場・生活改善センター
水産商工観光課	森の駅たるみず
社会教育課	市民館・地区公民館・運動公園施設・地区ナイター施設・文化会館・図書館・埋葬文化財収蔵庫・水之上体育館
学校教育課	給食センター・
教委総務課	小学校・中学校
消防	消防本部・消防署
	消防署牛根分遣所・分団



垂水市

垂水市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第2期計画

平成29年4月

■発行 垂水市

〒891-2112

TEL 0994-32-1297

FAX 0994-32-6920

E-mail

:

t_seikatsukankyou@city.tarumizu.lg.jp